

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		特別児童扶養手当の受給資格の認定
根拠条例・規則等名		特別児童扶養手当等の支給に関する法律
条 項		第 5 条
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害福祉課 (電話：048-829-1308)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	5 5 日 (閉庁日除く)
	設定等年月日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		